

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 本業務は、河川の適正な管理を行うため、堤防の除草を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は河川堤防の適正な管理とともに市、地域住民（自治会、老人会、ボランティア団体等）の河川環境への理解と維持管理に対する意識の向上を図るものでもあり競争入札には適さない。 また、堤防法面は堤防の安全性を確保するため、河川管理者が除草を行う必要があるが、一方で堤防上の河川管理道路の多くが市道に認定されている。 そのため河川・道路管理者双方がそれぞれ除草作業を行う場合に比べて市道の管理と一体となって路肩及び堤防法面の維持管理を行うことで 二度刈りによる交通規制など住民生活への影響を最小限に抑えることができ費用の削減も図ることができる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 除草作業を実施するにあたり、施工時期など自治会等との調整が不可欠であり、河川周辺の地形や土地の状況を熟知し、地域住民と密接な関係にある地元自治体が最適である。 また、河川法第99条（地方公共団体等への委託）において「河川管理者は、特に必要があると認められるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。」としている。 以上により、高山市と随意契約を締結したい</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。